

中小企業の戦略的知財経営の実現に向けて

荒井委員提出資料

1. 特許料金減免対象要件を、米国・中国並みにして頂きたい
2. 申請手続きを簡素化して頂きたい

米国・中国に比べ特許料金減免の対象要件が厳しく、減免に要する証明書類が多い

【図1】

減免内容	日本		米国		中国 ※2016年9月より下記減免制度施行	
	1 / 2	2 / 3	50%	75%	85%	70%
減免対象要件	資本金3億円以下の赤字企業	従業員数20人以下	従業員数500人以下	従業員数500人以下	単体企業出願	2社以上の共同出願
減免手続		又は 設立後10年未満で資本金3億円以下		従業員数500人以下	かつ 過去の出願件数が4件未満等	かつ
減免手続	方式主義 ※証明書類を書面で提出		非方式主義（宣誓チェック方式） ※出願時に該当欄にチェックするのみで証明書類の提出不要		方式主義	

さらに中国は・・・

日本にはない出願奨励策などが中国では充実している（一部抜粋）

【図2】 ※中国知識産権局が行う表彰制度で、発明金賞、意匠金賞等がある。 15円/1円で試算

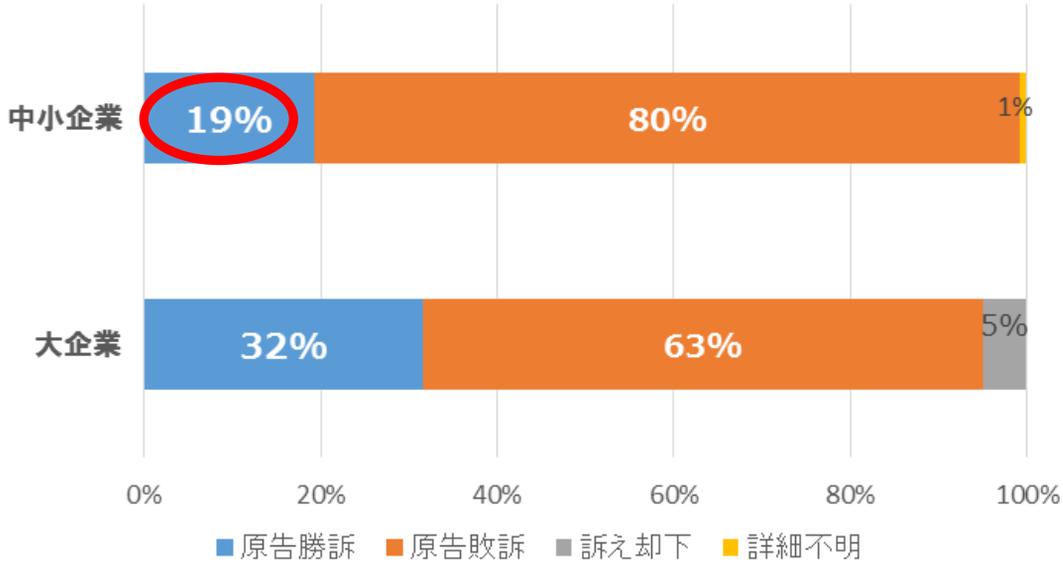
北京市	モデル企業、専利賞受賞（※）専利等に奨励金：1万元～300万元 (15万円～4500万円)
江蘇州無錫市	国家が重視する事業に関する技術開発等について、高い技術革新能力を有し、製品化される専利を有するものに助成：500万元まで（7500万円）
上海市	市の認定企業に対し、実施中の技術開発プロジェクト外への投資金額の助成：最高800万元 (最高1億2000万円)

3. 特許権等でビジネスをしっかりと守れるようにして頂きたい

4. 低すぎる損害賠償額を是正して頂きたい

知財訴訟では、中小企業の勝訴率は大企業より低い

【図3】



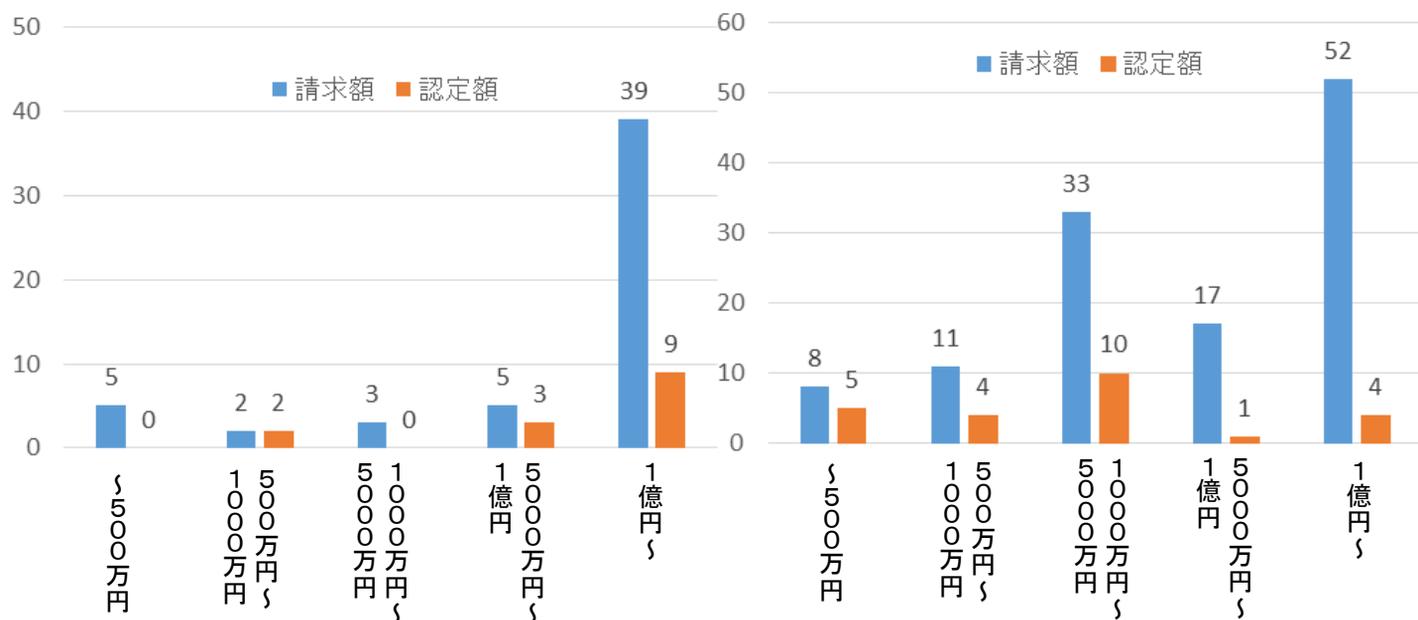
中小企業は、大企業に比べ判決における認定率が低い。

【図4】原告：大企業

損害賠償額認定率：30%

【図5】原告：中小企業

損害賠償額認定率：8%



出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会知財紛争処理タスクフォース(第2回)資料より【図3、4、5】抜粋